

弥生町三丁目周辺地区防災まちづくりの進捗状況について

1. 避難道路の整備

避難道路 1 号で用地買収を継続するとともに、避難道路 2 号では無電柱化にかかる試掘調査を 10 月 15 日から 11 月 6 日にかけて実施した。

2. 都営川島町アパート跡地の活用事業

①整備の進捗状況

UR 都市機構による幅員 5 m の区画道路 2 本について、11 月 5 日に供用を開始した。

②従前居住者用賃貸住宅の建設

従前居住者用賃貸住宅は建築中であり、来年 11 月の竣工を予定している。

③新設公園の整備

跡地南側に計画している新設公園について、10 月 24 日より工事に着手しており、来年 2 月の開園を予定している。なお、園名は公募による地元町会選考により「川島公園」と決定した。

3. 地区計画の先行導入

都営川島町アパート跡地への先行導入を予定している地区計画について、都市計画案（別紙）を決定し、次のとおり案の内容に関する説明会を開催した。

開催日時	11 月 1 日 午後 7 時～8 時
開催場所	南部すこやか福祉センター
参加者	8 名
主な質疑	防災まちづくりの経緯・進捗状況、避難道路の整備計画、無電柱化の整備方針などについて

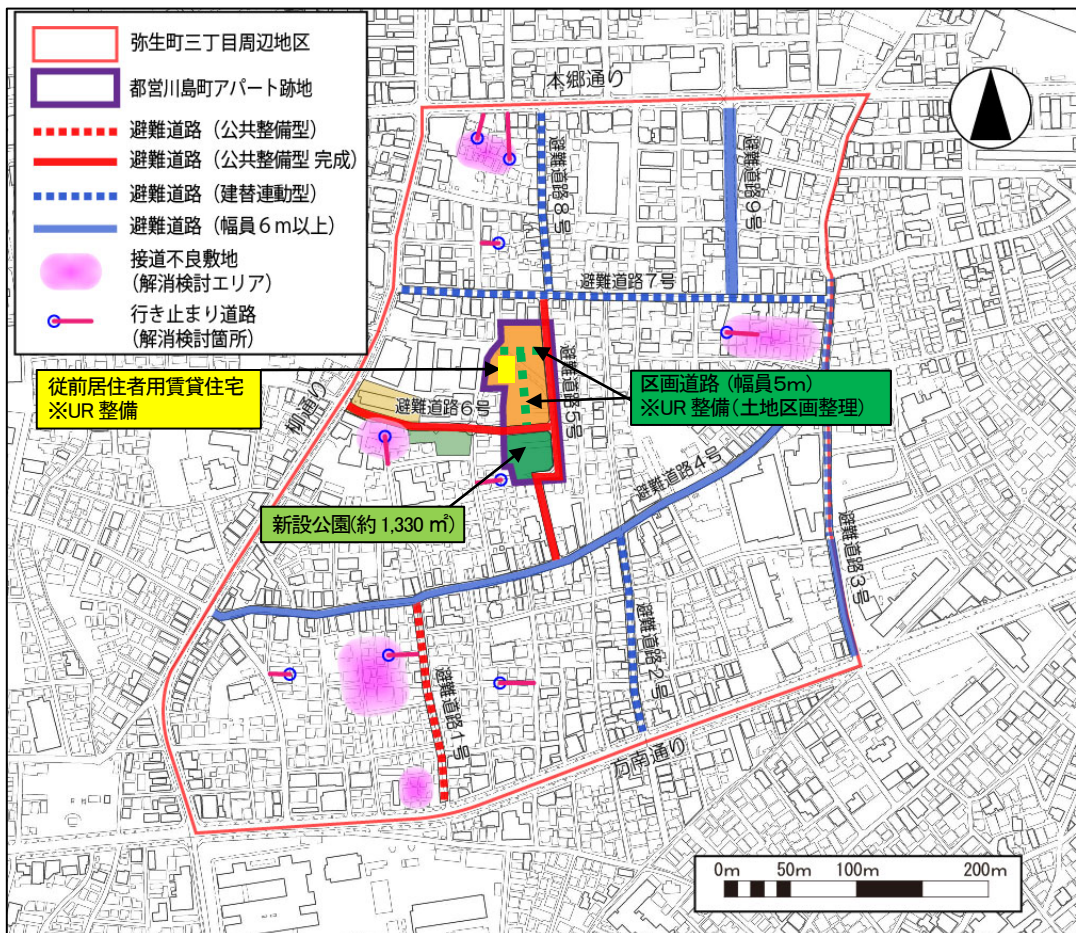
また、次のとおり都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧及び意見書の受付を行った。今後、1 月下旬に都市計画審議会へ諮問し、今年度末の都市計画決定を予定している。

縦覧期間	11 月 2 日～11 月 15 日 2 週間
意見書受付期間	11 月 2 日～11 月 15 日 2 週間
意見書	なし

4. 今後の予定

平成31年1月	都市計画審議会（諮問）
2月	都市計画決定
平成31年度以降	建築物の制限に関する条例公布 地区全体への地区計画の導入

弥生町三丁目周辺地区 事業計画概要図



東京都市計画地区計画の決定（中野区決定）

都市計画弥生町三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	弥生町三丁目地区地区計画	
位 置※	中野区弥生町三丁目地内	
面 積※	約 0.5ha	
地区計画の目標	<p>本地区を含む弥生町三丁目周辺地区は、中野区の南端に位置し、中野新橋駅に近く、都心への利便性が高い住宅地として発展してきた。戸建て住宅と木造アパートが混在した高密度な街区が多く、道路や公園などの都市基盤も脆弱なため、「中野区都市計画マスタープラン（平成21年4月改定）」においては、災害時の延焼拡大や建物倒壊の危険性が高い地域として、狭あい道路の拡幅、建物の不燃化・耐震化を図りながら、防災まちづくりを進めるとしている。また、東京都の「防災都市づくり推進計画（平成28年3月改定）」では重点整備地域に指定されており、「木密地域不燃化10年プロジェクト（平成24年1月）」では、木造密集市街地の防災性向上と居住環境の改善を目的とした東京都不燃化推進特定整備地区（以下「不燃化特区」という。）に指定されている。</p> <p>本地区は、弥生町三丁目周辺地区の中央に位置し、都営川島町アパート跡地を区域として、不燃化特区のコア事業となる避難道路や公園、代替地としての宅地整備など一連の事業が進められている地区である。</p> <p>このため、本地区のまちづくりは、弥生町三丁目周辺地区の防災まちづくりを先導するものとして周辺への波及効果が期待されるほか、土地利用の増進も見込まれることから、弥生町三丁目周辺地区全体に先行して、安全・安心で良好な居住環境の形成を図ることを目標とし、地区計画を決定する。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	地区の防災性向上と良好な生活環境の形成を図り、中高層住宅と戸建住宅が調和したみどり豊かでゆとりのある住宅地とする。
	地区施設の整備方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難経路の確保と日常生活の利便性の向上を図るため、区画道路を整備する。 2 地域住民が親しめる快適な憩いの場であるとともに、災害時における延焼遮断機能や救援・復旧等の拠点となる公園を整備する。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標等を踏まえ、建築物等の整備の方針を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の建て詰まりを防止し、ゆとりある居住環境を形成するため、壁面の位置の制限を定める。 2 調和のとれた落ち着いた落ち着いた街並みを創出するため、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。 3 災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀等を制限するとともに、潤いある街並みを形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	位置	中野区弥生町三丁目地内				
	面積	約 0.5ha				
	地区施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	備考
			区画道路 1 号	5m	約 38m	新設
			区画道路 2 号	5m	約 58m	新設
		公園	名称	規模		備考
			公園 1 号	約 1,330 m ²		新設
	地区の区分	名称	住宅地区			
		面積	約 0.5ha			
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は 0.5m 以上としなければならない。			
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並みの形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。				
垣又はさくの構造の制限		道路に面する側の垣又はさくの構造は、生け垣又は透視可能なネットフェンス等としなければならない。ただし、道路面から高さ 0.6m 以内のブロック塀又はこれに類するもの、門柱及び門柱に接続する長さが 1.2m 以下のブロック塀等及び区長が認めたものはこの限りではない。				
土地の利用に関する事項	緑豊かで潤いある街並みを形成するため、地区内では積極的な緑化を推進する。					

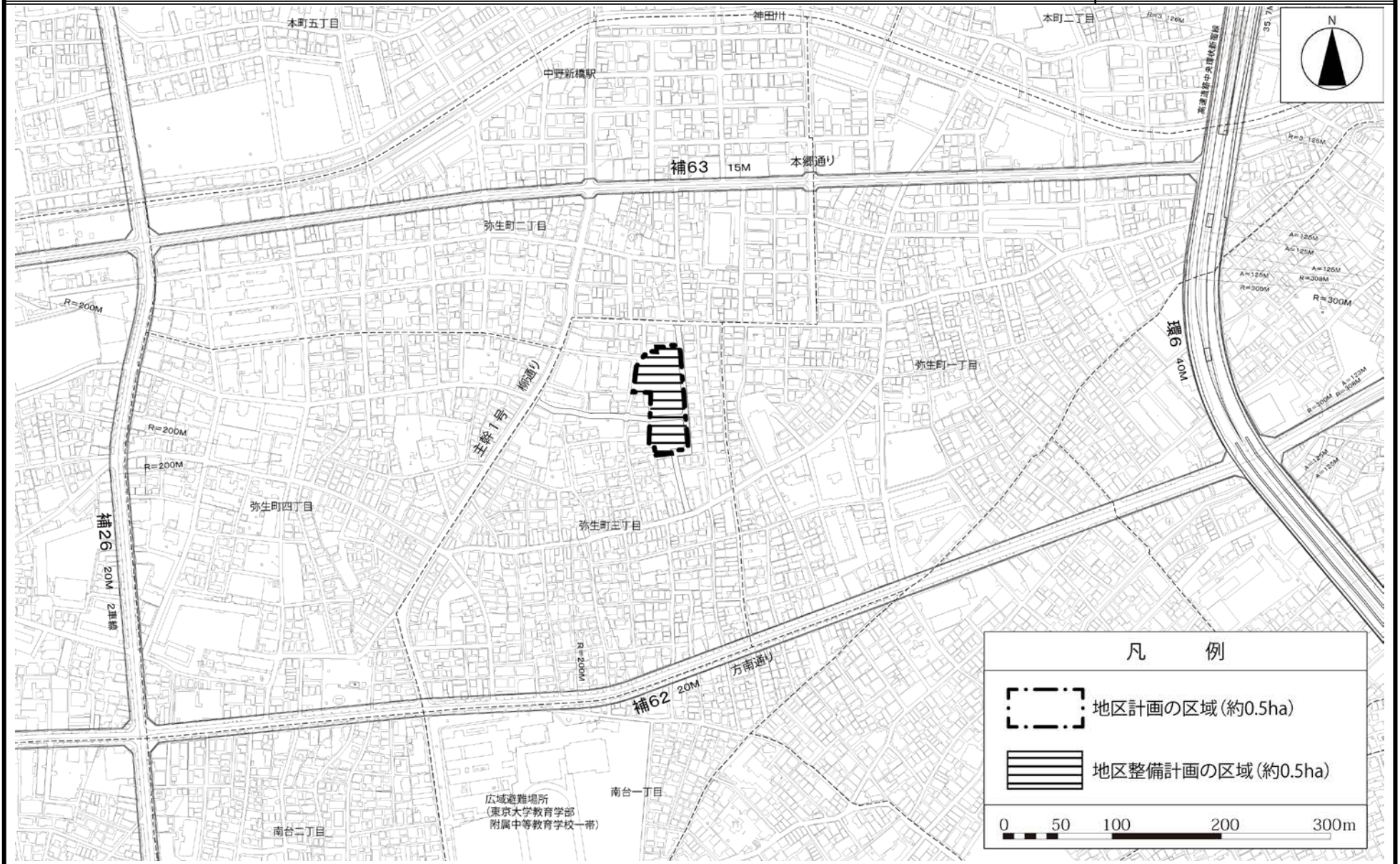
※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については計画図表示のとおり」

〔理由〕 地区の防災性向上と居住環境の改善を図るため、地区計画を定める。

東京都市計画地区計画 弥生町三丁目地区地区計画 位置図

〔中野区決定〕



凡 例

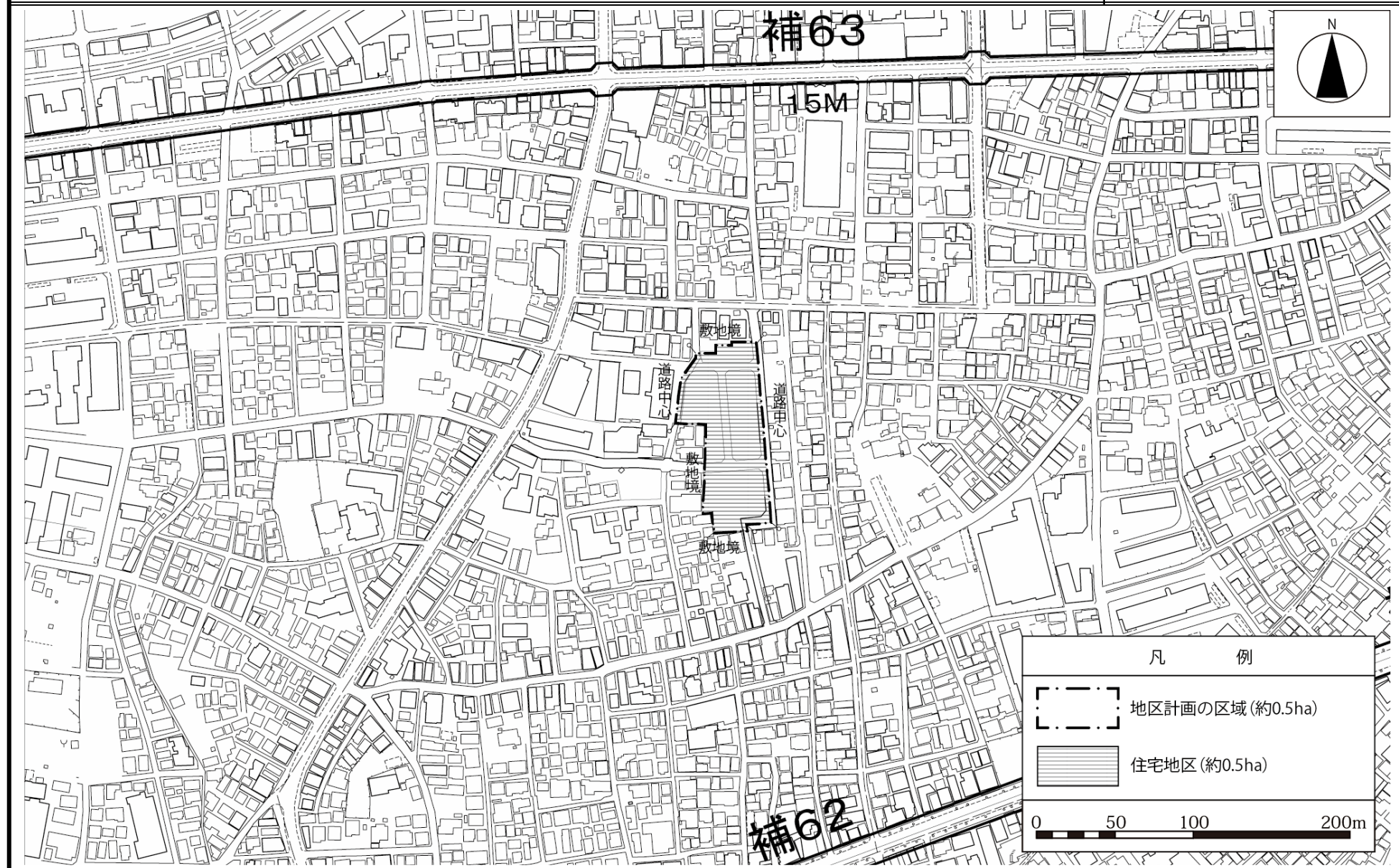
	地区計画の区域(約0.5ha)
	地区整備計画の区域(約0.5ha)

0 50 100 200 300m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2, 500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 30都市基交著第26号、平成30年5月23日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2, 500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 30都市基街都第132号、平成30年8月13日

東京都市計画地区計画 弥生町三丁目地区地区計画 計画図 1

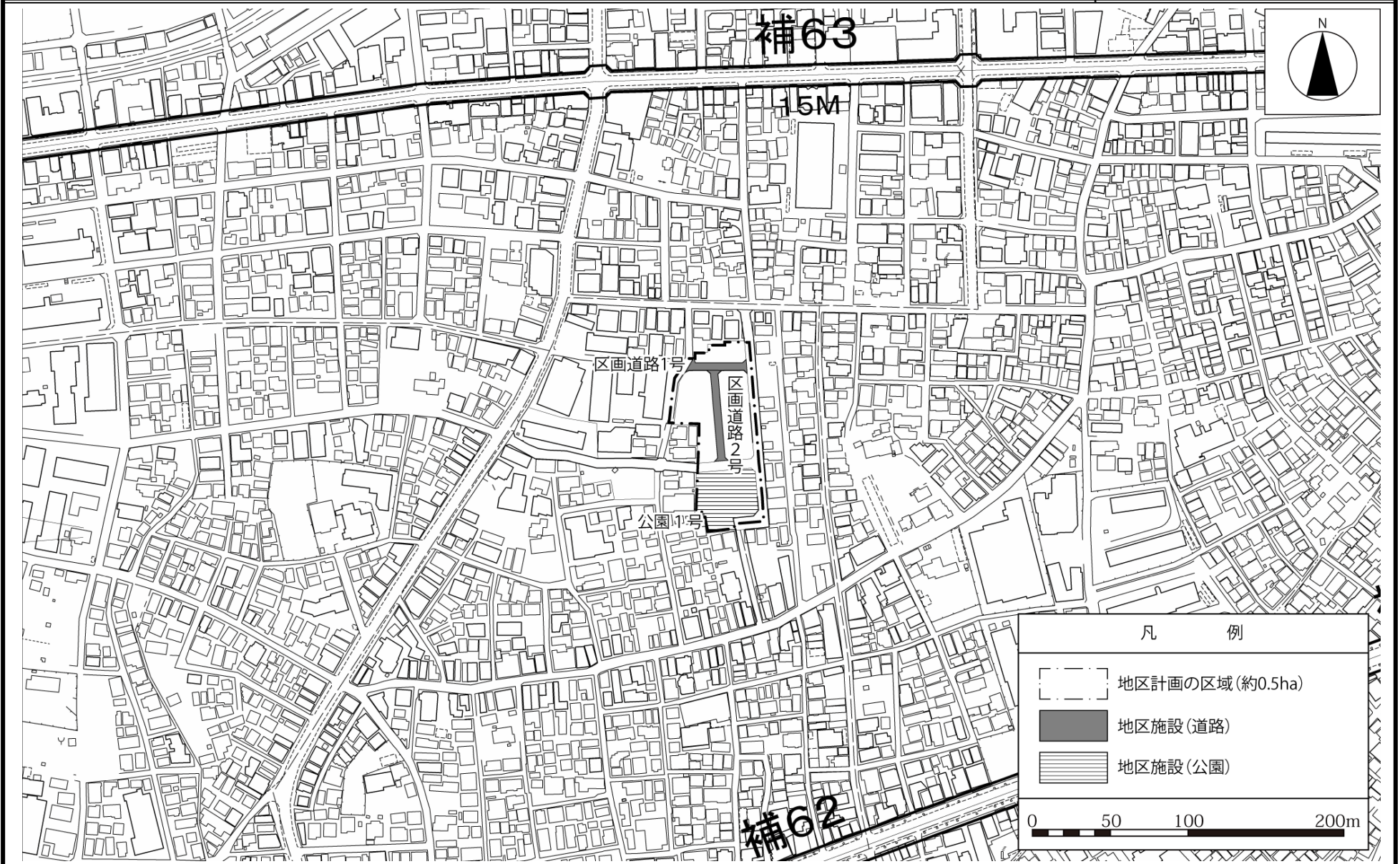
〔中野区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)30都市基交著第26号、平成30年5月23日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)30都市基街都第132号、平成30年8月13日

東京都市計画地区計画 弥生町三丁目地区地区計画 計画図 2

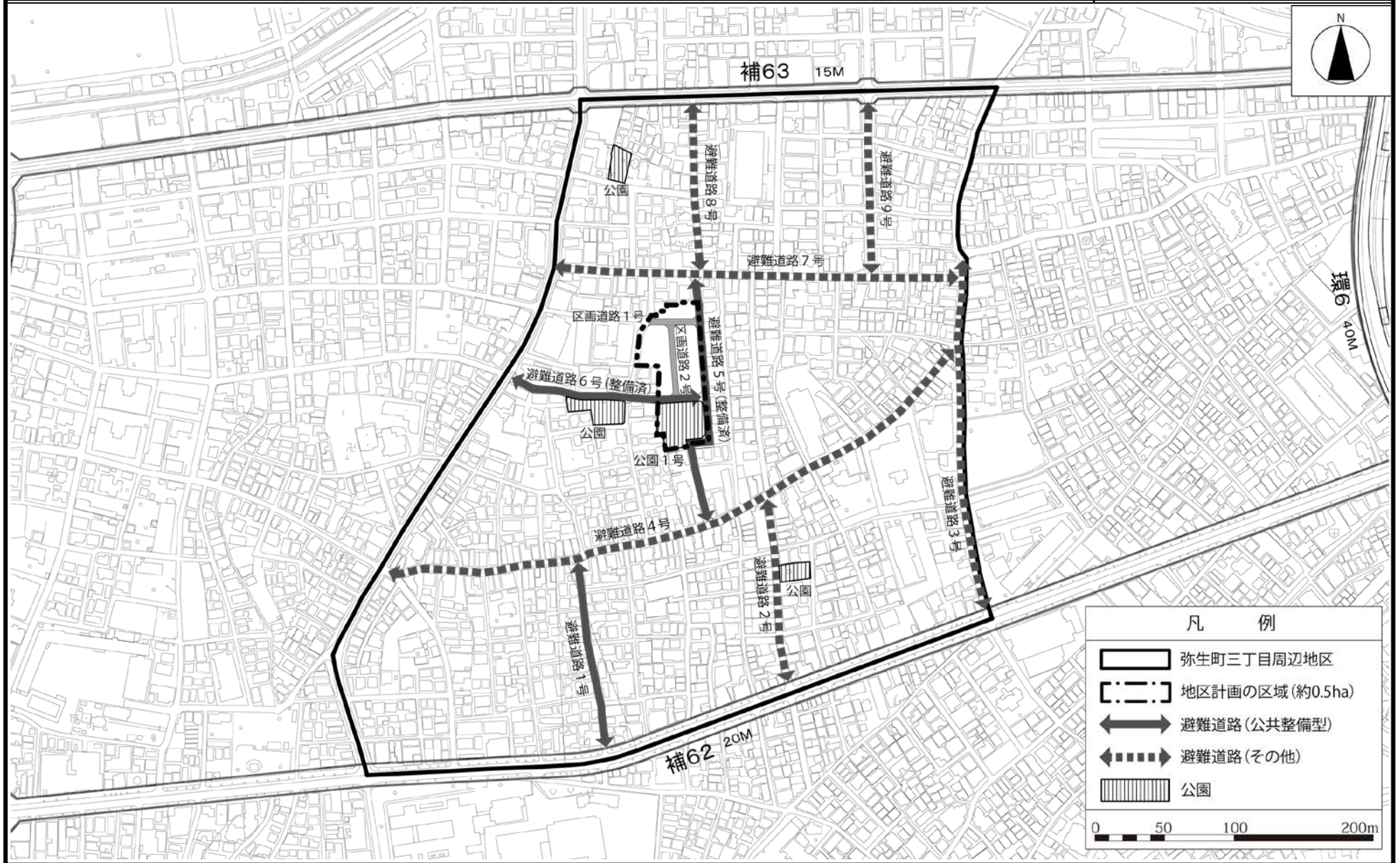
[中野区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)30都市基交著第26号、平成30年5月23日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)30都市基街都第132号、平成30年8月13日

東京都市計画地区計画 弥生町三丁目地区地区計画 参考図（方針附図）

〔中野区決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2, 500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 30都市基交著第26号、平成30年5月23日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2, 500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 30都市基街都第132号、平成30年8月13日